

くまもと森都心プラザ条例の一部改正について

くまもと森都心プラザ条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

くまもと森都心プラザ条例の一部を改正する条例

くまもと森都心プラザ条例（平成 22 年条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を創造し発信するとともに、人材及び地域の産業を育成する」を「の創造及び発信並びに人材及び地域の産業の育成をするとともに、地域における子育て支援を推進する」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 3 号」を「第 4 号」に、「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 子育て支援に関すること。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（地域子育て支援拠点事業の利用者の範囲）

第 4 条の 2 前条第 4 号の事業を利用することができる者は、熊本市立地域子育て支援拠点施設条例（平成 14 年条例第 27 号）第 4 条各号のいずれかに該当するものとする。

第 5 条第 1 項中「については、次条第 3 項」を「にあつては次条第 3 項の規定、モールオフィスを使用しようとする者にあつては第 6 条の 2 第 2 項において準用する次条第 3 項」に改める。

第 6 条第 6 項中「更新は、」の次に「1 回につき 1 年を超えない範囲内で、」を加え、

同条の次に次の1条を加える。

(スモールオフィスの使用者の範囲等及び使用期間)

第6条の2 スモールオフィスについては、本市における創業に関する社会的気運の醸成に寄与することが期待される革新的な技術又は手法を有する事業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するもののうち、市長が適当と認めるものに限り使用することができる。

- (1) スモールオフィスの使用を開始する時点で事業を行っている者であること。
- (2) スモールオフィスからの退去後も本市において事業を行う計画を有する者であること。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがない事業を行う者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当する者であること。

2 前条第2項から第6項までの規定は、スモールオフィスの公募の方法及び使用期間について準用する。この場合において、同条第4項中「1年以内」とあるのは、「2年以内」と読み替えるものとする。

第7条第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第8条第1項に次の1号を加える。

- (6) スモールオフィスの使用の許可については、第6条の2第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

第9条第2項中「別表第2及び別表第3に定める」を「施設等の」に改め、同条第3項中「別表第2又は別表第3に規定する」を「施設等の」に改める。

第21条第1号中「規定」の次に「及び第6条の2第2項において準用される第6条第3項の規定」を加える。

別表第1 創業支援室の項の次に次のように加える。

スモールオフィス	1平方メートル当たり1月につき 2,800円
----------	---------------------------

別表第2 (1) ホール、多目的室及び会議室使用料の表中「9,800円」を「10,700円」に、「14,600円」を「16,000円」に、「19,600円」を「21,500円」に、「11,700円」を「12,800円」に、

「17,600円」を「19,300円」に、「23,500円」を「25,800円」に、「3,600円」を「3,900円」に、「4,700円」を「5,100円」に、「5,700円」を「6,200円」に、「2,400円」を「2,600円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「3,700円」を「4,000円」に、「3,100円」を「3,400円」に、「3,800円」を「4,100円」に、「2,600円」を「2,800円」に、「3,400円」を「3,700円」に、「4,100円」を「4,500円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「2,500円」を「2,700円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「2,100円」を「2,300円」に改め、別表第2(2)託児室使用料の表中「1,800円」を「1,900円」に改める。

別表第3(1)冷暖房設備使用料の表中「2,000円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 くまもと森都心プラザの指定管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の施設等（この条例による改正後のくまもと森都心プラザ条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の施設等をいう。次項において同じ。）（スモールオフィスを除く。）の使用について、新条例の規定の例により利用料金を徴収するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日前において、施行日以後の施設等の使用の申請をしていた者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の使用許可等に関する特例)

- 4 くまもと森都心プラザの指定管理者は、施行日前においても、新条例第5条、第6条の2、第7条、第8条第1項及び第22条第5項の規定の例により、スモールオフィスの使用許可等に関し必要な行為を行うことができる。

(提出理由)

